

高知市長定例記者

会見

■ 令和7年7月2日（水）10時～

■ 本庁舎6階会議室

1 開 会

2 市長から説明

THEME

- ① 高知市男性職員の育児休業取得率
- ② 安心できる子育て環境の充実に向けた取組
 - (1) 高知市子育て支援企業認定促進事業
 - (2) 高知市子育て支援型ファミリーサポートセンター利用促進事業費補助金
- ③ 戸籍氏名のフリガナ法制化

3 フリー質問

4 閉 会



配布資料

○ テーマ資料一式

1 令和6年度の男性職員の育児休業取得率が向上

本市の令和6年度の男性職員の育児休業取得率は、令和5年度から40.3ポイント上昇し、84.6%となった。



令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」を踏まえ、令和6年3月に、高知市特定事業主行動計画に定める男性職員の育児休業取得率の目標値を改定した。

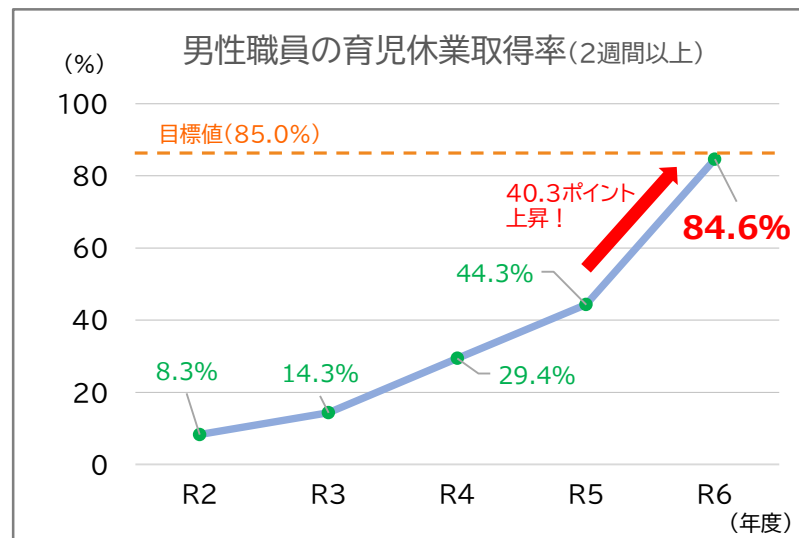
〔改定後〕令和7年度末 2週間以上の取得率 85.0%

■ 育児休業取得率の算定方法（総務省調査における算出方法）

$$\text{育児休業取得率} = \frac{\text{令和6年度 育児休業新規取得者}}{\text{令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員}} \times 100$$

※ 総務省調査及び本市の特定事業主行動計画に係る実施状況については、「1日以上」の取得者数で算定し、公表している。

※ 本市の令和6年度新規取得者は、全員2週間以上取得している。



2 令和6年度からの新たな取組



政府においても「共働き・共育て」を定着させていくため、男性の育児休業取得を積極的に推進しており、官民関わらず男性の育児休業取得率が上昇傾向にあることや、令和6年度から本市で新たに実施している男性職員の育児参加促進のための取組が、男性職員の育児休業取得率の向上に繋がったものと思われる。

－新たな取組1－ 育児休業等の取得計画の作成

子どもが生まれる予定の男性職員が計画(育児参加プログラムシート)を作成。所属長は計画を基に育児休業等の取得を勧奨し、取得予定の確認や業務の進め方等について面談を実施。

－新たな取組2－ 男性職員用ハンドブックの作成

男性職員が利用可能な出産・育児に伴う休暇制度等をまとめたハンドブックを作成。

－新たな取組3－ 制度等に関する相談窓口の設置

出産や育児に関する休暇制度の取得手続等に関する相談窓口を人事担当課内に設置。

－新たな取組4－ 職員厚生会の給付事業の開始

職員厚生会から、2週間以上の育児休業を取得した職員に対し、「育児休業支援金」を給付。

※子1人に係る育児休業につき30,000円

3 今後の取組予定

男女共同参画推進本部部局推進委員会が令和6年11月に実施した、「男性育休を語る交流会」が好評であったことから、男性職員の育児参加に関する座談会等を開催し、育児休業取得経験の共有等により、育児休業取得の意欲向上を目指していく。



1 高知市子育て支援企業認定促進事業

(1) 概要

高知県が推進する「ワークライフバランス推進企業認証制度」及び国が推進する「くるみん等の認定制度」の認定等を取得した企業に対して助成金を支出することで、**仕事と子育ての両立支援に関する企業の取組を促進**し、ひいては**若者の企業定着及び出生数の増加に繋げる**。

(2) 申請期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（月）まで

(3) 認証等種類と補助金額

- ① 高知県ワークライフバランス推進企業認証制度
における「男性育休推進部門」の認証 . . . 10万円
- ② 国のくるみん等認定 . . . 30万円

(4) 補助対象者

高知市に活動拠点を置き、事業活動を行い、かつ、常用雇用する労働者を有する企業、法人及び団体（国及び地方公共団体を除く）

(5) 注意事項

- ・ 1 事業者につき認証等①②それぞれ申請は1回限りです。
- ・ 認証等については、令和7年4月1日以降に受けたものに限りです。
- ・ 交付申請期間は、認証後6か月以内です。

仕事と育児の両立支援を行う企業を支援します！

高知市子育て支援 企業認定促進助成金

高知市内の企業が行う「仕事と育児の両立支援」に向けた男性従業員の育児休業取得促進を支援することにより、就業意欲の向上につなげ、従業員の定着率を高めるとともに、将来的な本市の出生数の増加を目指すことを目的に、令和7年4月1日以後に、以下の認証等を受けた事業者に助成金を支給します。

助成対象事業者について

高知市内に活動拠点を置き、事業活動を行い、かつ、常時雇用する労働者を有する企業、法人及び団体（国及び地方公共団体を除く。）。ただし、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付対象外です。
・高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
・高知市税を滞納しているとき。

1 助成対象となる認証等の種類と助成金額

① 高知県ワークライフバランス推進企業認証制度における男性育休推進部門の認証

10万円

② 厚生労働大臣のくるみん、くるみんプラス、プラチナくるみん、プラチナくるみんプラス、トライくるみん、トライくるみんプラスのいずれかの認定

30万円

高知市産業政策課
〒780-8571 高知市本町5丁目1-45

(088)-823-9456
kc-150600@city.kochi.lg.jp

高知県ワークライフバランス認証制度

男女が共に働きやすく、仕事と家庭の両立の推進など子育てしやすい環境づくりを積極的に行っている企業を認証する制度。次世代育成支援、男性育休推進、介護支援、年次有給休暇の取得促進、女性の活躍推進、健康経営の6部門あり。

この認証を取得することで、国のくるみん認定取得への足掛かりになる。

認証企業数のべ875社（うち、市内企業289社）

認証部門名（抜粋）

県内 認定状況

次世代育成支援部門

- ・一般事業主行動計画を策定し労働局に提出
- ・過去5年以内に育休取得者が復職して勤務中であること
- ・法を上回る育休・介護休暇や不妊治療支援、テレワーク等先進的な育児支援の取組を実施

男性育休推進部門

- ・「次世代育成支援部門」の要件をすべて満たしていること
- ・過去5年以内に男性の育休取得者が復職して勤務中であること
- ・男性の育休取得促進に向けたトップメニューを社内外に発信（例：イクボス宣言など）

293社

①ステップアップ

10万円助成！

1社

②くるみん認定へステップアップ

30万円助成！

※注1 一般事業主行動計画とは・

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境整備や子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって計画期間、目標（育休取得率〇%、育児目的休暇制度導入、周知、研修など）目標達成のための対策及びその実施計画を定めたもの。従業員101人以上の企業は、行動計画を策定・届出・公表が義務付けされている。（100人以下の企業は努力義務）

国のくるみん等認定

一般事業主行動計画（※注1）を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する制度。

認定名	認定基準	育休取得率等	県内 認定状況
プラチナ くるみん 	11項目の認定基準を満たす必要あり ※認定基準はくるみんよりも高水準	女性育休75%以上 男性育休50%以上	4社 (市内企業3社)
くるみん 	9項目の認定基準を満たす必要あり	女性育休75%以上 男性育休30%以上	26社 (市内企業19社)
トライ くるみん 	9項目の認定基準を満たす必要あり ※くるみんの基準を一部満たしているが、くるみんには届かない。初めての企業にオススメ	女性育休75%以上 男性育休10%以上	認定なし

※他にも、不妊治療と仕事の両立に取り組む企業をくるみん認定にプラスした認定（プラス認定）もあり。

2 高知市子育て支援型ファミリーサポートセンター利用促進事業費補助金

(1) 概要

高知県人口減少対策総合交付金活用

保護者の方が土曜日に仕事をする（しようとする）にあたり、お子さんを預けることができなくて困っている方が、こうちファミリーサポートセンターを利用された場合、利用料の一部を補助する制度を令和7年4月から開始しています。

(2) 補助内容

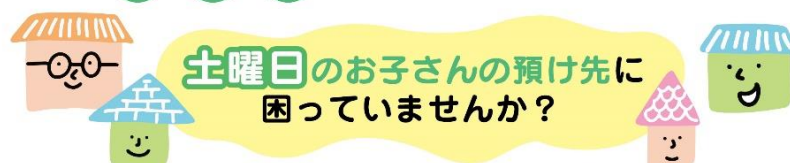
○対象となるお子さん：小学校1～3年生のうち、保護者が土曜日に就労のため預ける必要があるお子さん
※就労のための面接や研修も含みます。
※対象のお子さんと一緒に就学前のお子さんを預ける場合も補助の対象となります。

○補 助 金 額 ：こうちファミリーサポートセンター援助会員に支払う報酬1時間700円のうち、
1時間400円
※限度額 1人あたり1日3,600円
年間100,000円
※きょうだい児2人目を同時に預かる
ときは1時間350円の報酬のうち、**1時間200円**

(3) 利用のながれ

- ①こうちファミリーサポートセンターへの登録、援助依頼
- ②援助会員とのマッチング後事前打ち合わせ
- ③援助活動後、援助会員に報酬を支払い
- ④子ども育成課に補助金交付申請
- ⑤書類審査後、補助金交付決定後指定口座に振込

小学①・②・③年生のはたらく保護者の皆さんへ



土曜日のお子さんの預け先に
困っていませんか？

こうちファミリーサポートセンター 利用料補助制度のご案内

対象となるお子さん

小学校1年生～3年生のうち、
保護者が土曜日に就労のため
預ける必要があるお子さん

※就労のための面接や研修も含みます。
※対象のお子さんと一緒に就学前の
お子さんを預ける場合も補助の対象と
なります。



補 助 金 額

こうちファミリーサポートセンター
援助会員に支払う報酬

(1時間700円)のうち

1時間400円

限度額は1人あたり

1日3,600円、年間100,000円

※きょうだい児2人目を同時に預か
るときは1時間350円の報酬のうち、
1時間200円

※予算の範囲内での補助となります。ご希望が
多く、予算額を超えた場合は終了となります。

こうちファミリーサポートセンターへの登録、援助依頼について

こうちファミリーサポートセンター

TEL 088-880-5210

※火曜日～土曜日 9:00～17:30 祝日・年末年始除く

①



土曜日預かりに対する補助金申請・様式について

高知市役所こども未来部子ども育成課

TEL 088-823-9482

※月曜日～金曜日 8:30～17:15 祝日・年末年始除く

②



1 概要



令和7年5月26日に改正戸籍法等の施行により、戸籍の氏名にフリガナが記載されることとなりました。これまで、戸籍においては、氏名のフリガナは記載事項とされておらず、戸籍上公証されていませんでした。しかし、社会全体のデジタル化が進み、情報がデータベース化されるなかで、検索の間違いを防ぐなどの観点から、日本の戸籍制度が始まって以来、初めて戸籍の氏名にフリガナが記載されることになりました。

戸籍に氏名のフリガナを記載する目的（メリット）

- ① 行政のデジタル化の推進のための基盤整備
- ② 本人確認資料としての利用
- ③ 各種規制の潜脱防止



制度の詳細についてはこちら
(法務省ホームページ)

2 フリガナが記載されるまで



◆ 初めて戸籍ができる方

出生や帰化等によって初めて戸籍ができる方は、出生届や帰化届等の届出によりフリガナが記載されます。

◆ すでに戸籍がある方（本市戸籍人数：約282,000人）

① 記載する予定のフリガナの通知

本市に本籍がある方に対し、7月中旬から3回に分けて通知書（圧着ハガキ）を発送します。※基本的に同一戸籍同一住所は1通にまとめて通知します。

通知書発送スケジュール（予定）

発送1回目	7月14日（月）	約50,000通
2回目	7月22日（火）	約50,000通
3回目	7月28日（月）	約53,000通
合計		約153,000通

CHECK!



② フリガナの届出

①の通知内容に誤りがないか必ず確認し、誤りがある場合は正しいフリガナの届出をしてください。

※誤りがなければ届出は不要です。

届出方法

オンライン（マイナポータル）、窓口（※）、本籍地市区町村へ郵送

※窓口の場合は本籍地の市区町村でなくても届出できます。

通知内容で特にご確認いただきたい点

文字が大文字になっていないか
(誤) キヨウコ → (正) キョウコ
濁点等が正しいか
(誤) ニシガワ → (正) ニシカワ

CHECK!



③ 市区町村長によるフリガナの記載（令和8年5月26日以降）

令和8年5月25日までに届出がなかった場合、①で通知した氏名のフリガナが戸籍に記載されます。

なお、この方法でフリガナが記載された場合、一度に限り家庭裁判所の許可を得ずに変更の届出をすることができます。

届出にあたっての注意事項



氏名のフリガナについては「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」との規定が設けられており、読み方が「社会を混乱させるものである場合」や「社会通念上相当とはいえないものである場合」は氏名のフリガナとして認められないこととなります。

「社会を混乱させるものである場合」の例

- ・漢字の意味や読み方との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方、またこれを含む読み方
(例：太郎をジョージ、健をケンイチロウ など)
- ・漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方 (例：高をヒクシ)
- ・読み違い、書き違いかどうか判然としない読み方 (例：太郎をジロウ、サブロウ)

「社会通念上相当とはいえないものである場合」の例

- ・差別的・卑わい等、著しい不快感を引き起こすもの
- ・反社会的な読み方等、明らかに名前としてふさわしくないもの

本市の受付窓口



- ◆ 本庁舎1階 114市民資料室
受付時間：月～金（祝日除く） 8：30～17：15

- ◆ 地域窓口センター（市内9か所）
受付時間：各地域の窓口センターの開所時間



地域窓口センター開所時間等はこちら

お問い合わせ先



- ◆ 制度全般に関すること
法務省コールセンター 0570-05-0310
- ◆ 本市からの通知書の内容に関すること
中央窓口センター 戸籍表記改正担当 088-803-5145

— 令和7年5月26日から —
戸籍にフリガナが記載されます

フリガナの通知を 必ず確認しよう！

本籍地の市区町村長から
氏名のフリガナの通知が
送られてくるよ！
フリガナが誤っていたら
令和8年5月25日までに
届出をしてね！



戸籍に記載される
フリガナの通知書



フリガナが正しい場合には
届出をしなくても通知のとおり
戸籍に記載されるから大丈夫！

戸籍制度マスコットキャラクター
「コセキツネ」

制度の詳細はこちら
戸籍 フリガナ

法務省民事局



780-8571

高知市本町5丁目1番45号

重 要

親 展

法務 太郎 様

||||| サンプル |||||

宛先をご確認の上、必ず開封してください
戸籍への振り仮名記載について

高知市中央窓口センター 戸籍表記改正担当からのお知らせ

市区町村管理番号

XXXXX-XXXXXXX-X

この通知に関してご不明な点がございましたら、法務省ホームページ
及び当方ホームページをご確認ください。

(法務省HP)



(高知市HP)



② ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはがしてご確認ください。
水に濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。

戸籍に記載される振り仮名の通知書

令和7年 月 日

高知県高知市長（公印不要）

本籍	高知市本町五丁目1番地
氏	法務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

令和7年5月26日から戸籍法改正により、戸籍への記載事項に振り仮名が追加されます。本件通知に記載された振り仮名をご確認ください。

◆振り仮名が正しい場合◆→届出は不要です

○届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、本件通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

◆振り仮名に相違がある場合◆

○令和8年5月25日までに、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。お手続きについては、裏面をご覧ください。

① 名 太郎
振り仮名 タロウ

② 名 京子
振り仮名 キョウコ

③ 名 正
振り仮名 タダン

④ 名 一平
振り仮名 イッペイ

名の振り仮名の
届出が可能な方

①～④の方が個別に届出可能です。
(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

同一戸籍の同一住所の方4名まで1枚のハガキでお送りします。

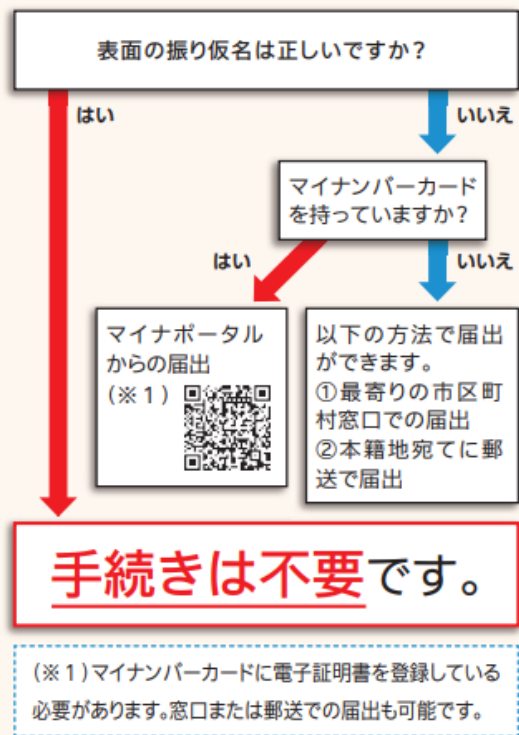
右のマークは
目の不自由な方のための
音声コードです。

サンプル

※令和7年5月26日現在のデータにより作成しています。
※通知のタイミングによって、すでに本籍地が高知市でない方にもお送りすることがありますのでご注意ください。



手続きフローチャート



郵 送 可

〈差出人〉 高知市役所 中央窓口センター戸籍表記改正担当
高知県高知市本町5丁目1番45号

① ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはがしてご確認ください。
水に濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。

高知市の届出窓口

- (1) 窓口
高知市役所本庁舎1階 市民資料室
 - (2) 受付期限
令和8年5月25日まで
 - (3) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで
※土日祝を除く
 - (4) 持ち物
 - ・本通知書（このハガキ）
※可能な限りご持参ください。
 - ・一般的でない読み方で届出する場合、その振り仮名で現に使用していることがわかる資料
（パスポート、預金通帳、健康保険証等）
- ◇制度に関するお問合せ（法務省）
コールセンター Tel：0570-05-0310
- ◇その他のお問合せ（高知市中央窓口センター）
戸籍表記改正担当 Tel：088-803-5145
- ※各地域窓口センター又は最寄りの市区町村窓口でも届出ができます。
- ※届出に関する事及び各地域窓口センターの受付時間などについては、高知市ホームページをご確認ください。

よくあるお問合せ

- Q.1) 届出しなかった場合、どうなりますか。
A.1) 令和8年5月26日以降に表面に記載した振り仮名を戸籍に記録しますので、**表面に記載された振り仮名が正しい場合は、届出する必要はありません。**
なお、振り仮名が正しい場合でも、早期の戸籍への記載を希望する方は、振り仮名の届出をすることができます。
- Q.2) 通知された振り仮名に相違があったにもかかわらず期日までに届出をしなかった場合はどうなりますか。
A.2) Q.1のとおり、自動的に振り仮名を記載しますが、その後、1度に限り家庭裁判所の許可なく、市区町村窓口にて変更の届出ができます。
- Q.3) 振り仮名に相違があり、氏または名の振り仮名の届出をする場合、今名乗っている振り仮名を証明する資料の提示は必要ですか。
A.3) 一般的な読み方の振り仮名届出であれば、資料の提示は不要です。
(例) 山崎：ヤマサキ ⇒ ヤマザキ
渡辺：ワタベ ⇒ ワタナベ
淳：ジュン ⇒ アツシ
- Q.4) 通知された振り仮名が正しくても早期に戸籍へ記載したい場合は届出られますか。
A.4) はい。届出できます。

本件詳細は
こちらから

